

守山市外国人介護人材確保支援事業補助金

～ 介護事業所で新たに外国人を雇用し、家賃を補助する法人に補助金を交付します ～

介護施設において人材不足を解消するため下記の外国人を雇用する法人が、外国人に家賃を補助する場合に、その一部に対し**最大 12 カ月間**、補助金を交付します。

対象となる外国人介護職員

以下のいずれかに該当するもの

- ア 日本との経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者
- イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第1項で規定する、技能実習の実施に関する計画の認定を受けた者であって、介護事業所に雇用されるもの
- ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に定める在留資格が介護となっている者であって、介護福祉士として介護業務に従事するもの
- エ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）および特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省告示第6号）第1項第1号に基づく特定技能で来日するもの

※対象となる施設

- ・介護保険法に規定する、守山市内の指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所

補助金の額

| 補助区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 上限額 |
|--|---|---|-----------|
| 補助対象者が、借家等の貸主に対して家賃等を支払った金額に対する補助 | 補助対象者が1カ月につき支払った家賃等の月額 ただし、外国人介護職員が家賃等の一部を負担する場合は、その額を控除した月額 | 補助対象経費の2分の1の額（算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。） | 1カ月につき1万円 |
| 外国人介護職員が直接家賃等を支払い、これに対して補助対象者が外国人介護職員に家賃補助等として支給する金額に対する補助 | 補助対象者が1カ月につき、外国人介護職員に対して家賃補助等として支給した月額 | | |

補助金の交付要件 以下のすべてに該当すること。

- ① 上記の対象となる外国人介護職員であって、市内の介護事業所で介護職に従事するものに法人が家賃の補助を行うこと
- ② 令和4年4月1日以降に雇用契約を締結するもの
- ③ 家賃を補助する法人が、守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）第1条に規定する特定滞納者に該当しないこと

申請期間

申請期限に定めはありませんが、本補助金は予算の範囲内で交付しますので、対象の外国人介護職員が入居後、速やかに申請してください。

また、外国人介護職員を受け入れ、家賃を補助する予定のある法人につきましては、事前にご相談ください。

年度をまたいで交付申請を行う場合、当初申請の翌年度の4月中に再申請する必要があります。

申請に必要な書類

- 守山市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書
- 市税等に滞納がない旨の申告書
- 雇用・実習受入証明書および住居計画書
- 不動産賃貸借契約書（写し）
- 借家等に入居する者の在留カード（写し）（表面、裏面とも）

※申請様式等は、守山市のホームページまたは守山市役所介護保険課窓口で入手してください。

注意事項

- 申請後に交付申請内容に変更が生じた場合は、変更交付申請が必要です。
- 交付申請を行った当該年度の3月末までに守山市外国人介護人材確保支援事業補助金実績報告書の提出が必要となります。
- 補助金の交付は、実績報告書を提出後、確定払いとなります。

【申請先・お問い合わせ先】

守山市役所健康福祉部介護保険課 介護保険係（すこやかセンター1階）

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

電話：077-582-1127

FAX：077-581-0203

申請書様式ダウンロードはこちら↓

<https://www.city.moriyama.lg.jp/kaigo/gaikokujin.html>